

まとめて福利厚生サービス利用規約

KDDI まとめてオフィス株式会社（以下、「当社」という）のまとめて福利厚生（以下、「本サービス」という）を利用するためには、本利用規約（以下、「本規約」という）に同意の上、これに従っていただきます。法人または団体等であるお客さま（以下、「会員」という）は、第4条に基づき本サービスにかかる入会申し込みをした時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。なお、当社は、第11条に基づき本サービスの提供にかかる業務を第三者に委託することができます。

第1章 総則

第1条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更する場合、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト、またはその他の適切な方法により周知の上、変更できるものとします。この場合、変更後の本規約の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、変更後の定めが適用されるものとします。※

※Web サイト <https://www.kddimatomete.com/product/outsorce/matofuku/>

第2条（定義）

1. 本サービスは、次項各号に掲げる福利厚生代行サービス及び、提携サービスの総称とします。
2. 本規約においては、以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

用語	用語の意味
(1)本契約	会員との間で第5条に基づき締結される、本サービスの利用に係る契約
(2)会員	本契約を締結した法人または団体
(3)メンバー	雇用契約等により、会員に継続的に所属する個人であって、会員及び当社が本サービスの利用をみとめた者
(4)利用メンバー	本サービスを利用するメンバー
(5)福利厚生代行サービス	株式会社 JTБ ベネフィットが提供する会員制福利厚生代行サービス「えらべる倶楽部」
(6)提携サービス	当社と提携する事業者が提供する各種サービス
(7)提供元事業者	福利厚生代行サービスおよび提携サービスの提供事業者

第3条（適用）

本サービスのうち、福利厚生代行サービスの利用条件には本規約が適用され、提携サービスの利用条件には提携サービスの利用規約（以下、「個別規約」）が適用されます。本規約の内容が個別規約と異なる場合には、個別規約の定めが優先するものとします。

第4条（入会契約）

本規約を遵守することに同意し、当社所定の申込書（以下、「申込書」という）により入会申込みをするものとします。当社が申込み内容を承諾した時点で、当社及び会員間において入会契約（以下、「本契約」という）が締結されたものとします。

第5条（入会条件）

1. 会員は、雇用契約等において会員に継続的に所属する個人全員をメンバーとすることができます。但し、当社が承諾した場合は会員の事業所単位又は支部単位等での加入を認めず。会員は当社が求めた場合、各メンバーが会員に所属する者（役員又は従業員等）であることを雇用契約書等の書面により証明しなくてはなりません。
2. 当社は、会員が次号のいずれかに該当する場合、会員による申込みを拒否できるものとします。

- (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 申込書において虚偽記載、誤記、記入漏れ等があった場合
- (3) 本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
- (4) 第9条第3項各号の一に該当する場合

第6条（入会金・会費の支払い）

1. 月額サービスの利用料金（以下、「会費」という）、及び入会金は当社の定める料金表（別紙）のとおりとします。
2. 当社は、入会金及び会費をサービス提供開始月の翌々月に請求し、会員は請求書記載の支払期日までに銀行口座振込又は口座振替にて支払うものとします。なお、会員と収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。
3. 会員は、入会金及び会費に対し、消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を合わせて当社に支払うものとします。なお、送金等に必要な銀行手数料等は、会員の負担とします。
4. 税法の改正により消費税法および地方税法所定の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとします。
5. 会員は、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第7条（利用メンバーの人数変更による会費変更）

1. 会員は、利用メンバーの人数に変更があった場合、当社所定の方法にて毎月15日迄に当社へ届け出るものとします。
2. 前項の届出のあった場合は、翌月分の会費から変更後のメンバーの人数による会費に変更するものとします。前項の届出がない場合、前月時点のメンバーの人数に応じて会費を請求するものとします。

第8条（通知・送付物）

1. 会員並びにメンバーへの通知および送付物は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 商号、代表者、住所、連絡先等送付物の送付先住所に変更がある場合は、会員は、変更する月の前月 15 日迄に当社所定の方法で届け出るものとします。
3. 前項の届出がないために、当社からの通知及び送付物等が延着、又は到着しなかった場合には、当社は会員並びにメンバーに対して何ら責任を負わないものとします。

第9条（退会届出）

1. 会員が、本サービスを退会する時は、退会しようとする当月 15 日迄に、当社所定の方法で届け出るものとします。
2. 前項の定めに従って届出のあった会員は、届出を受け付けた日の属する月の月末をもって会員資格を失うものとします。
3. 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、何らの通知・催告を要せず即時に退会させること、また本サービスを停止できるものとします。
 - (1) 本サービスの入会金・会費その他債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき
 - (2) 破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き等の倒産処理手続（本規約の制定または変更後に改定もしくは制定されたものを含む）の申立てを受け又は自らこれらの申立てをしたとき
 - (3) 支払いの停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 仮差押、差押、仮処分又は競売手続きの開始があったとき
 - (5) 解散または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡、廃止を決議したとき
 - (6) 信用状態が悪化し、又はそのおそれがあるものと当社が判断するとき

- (7) 本規約のいずれかの条項に違反し、またはそのおそれがあるものと判断される場合
 - (8) 本サービスの円滑な運営を妨げるものと当社が判断した場合
 - (9) 当社に提供された会員情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (10) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (11) 反社会勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営若しくは関与する等反社会勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているなどと当社が判断した場合
 - (12) その他、当社が契約を適当でないと判断した場合
4. 会員は、前項各号のいずれかの事由に該当した場合には、本規約より発生する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに金銭債務を当社に弁済するものとします。
5. 第3項による退会または本サービスの停止により、会員またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第10条（契約の有効期間）

1. 会員は、本契約の有効期間中、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
2. 本契約の有効期間は、以下の通りとします。
 - 1) 本サービスは、暦月に従って有効期間が月単位（1日から月末単位）で更新されます。
 - 2) 本サービスの提供開始日は原則申込書の記載内容に準ずるものとします。
 - 3) 第9条3項（当社が行う退会）又は本サービスの提供が終了した場合、当該日のいずれか早い日をもって、本契約の有効期間は終了するものとします。
3. 暦月単位の有効期間満了の当月15日迄に当社指定の方法に従い会員から退会の申出がない場合には、本契約は自動的に更新されるものとし、以降の期間についても同様とします。尚、本サービスの契約を更新しない場合、会員は本サービス利用の如何にかかわらず有効期間満了月の料金を満額支払うものとします。

第11条（外部委託）

1. 当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託する場合があります。
2. 前項の場合、当社は、当該委託先を適切に管理するとともに、委託業務について、本契約の規定と同等の義務を負わせるものとします。尚、当該委託先が会員に損害を生じさせた場合、当該委託先の行為は当社の行為とみなし、当社はその責任を負うものとします。

第12条（個人情報）

1. 当社は、業務上知りえた会員及び利用メンバーの個人情報について、当社が Web サイトにおいて公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。
2. メンバーの個人情報の漏えい等により、メンバーが損害を受けた場合は、漏えい等を為した主体が、当社あるいは当社が当社の責において、個人情報を提供あるいは預託した相手先であるかを問わず当社がその損害を補償するものとします。ただし、この場合の補償は、メンバーに現実に生じた直接損害に限るものとします。

第13条（免責事項）

本サービスが提供するサービス又は情報について、会員又はメンバーが期待する水準に達するものであることを保証するものではなく、会員又はメンバーは自らの判断において、選定・利用するものであることを承諾するものとします。

第14条（権利の譲渡等）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。会員は、合併・分割その他事由により事業の譲渡を行う場合、その旨を当社に書面で通知するものとします。この場合、当社が書面で承諾した場合に限り、事業を承継した法人は本規約に基づく一切の権利義務を承継することができるものとします。

第15条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議解決）

当社及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第 2 章 福利厚生代行サービス

第 17 条（サービス利用者の範囲）

福利厚生代行サービスを利用できる者は、原則として以下の者とします。但し、会員が別に範囲を定め、福利厚生代行サービス提供元事業者が承諾した場合はその定めによるものとします。

- 1) 利用メンバー本人
- 2) 前項の利用メンバーの 2 親等以内の親族

第 18 条（会員証）

1. 提供元会社は、メンバーに対し、氏名及び会員番号等を表示した会員証を発行し、利用メンバーたる資格又は会員資格を有する期間これを貸与します。
2. 利用メンバーは、福利厚生代行サービスの提携施設が会員証の提示を求めた場合には、速やかに提示しなければなりません。
3. 会員は、退会等により会員資格を失ったときは、直ちに、全利用メンバーの会員証を回収して提供元事業者に返還しなければなりません。
4. 会員は、メンバーが退職等により、メンバーの資格を失ったときは、直ちに当該メンバーの会員証を回収して提供元事業者に返還しなければなりません。

第 19 条（会員証の紛失）

- 1.メンバーが、会員証を紛失したときは直ちに提供元事業者に届け出るものとします。
- 2.会員証の再発行に要する費用は、当該メンバー又は会員の負担とします。
3. 前項において、名前変更等の際の再発行も含むものとします。

第 20 条（遵守事項）

会員は以下の事項を遵守するとともに、利用メンバー及び第 1 条で定める利用者にも遵守させなければなりません。また、利用メンバー及び利用者は(1)、(2)、(3)を遵守しなければなりません。

- 1) 会員証は第三者に譲渡及び第 1 7 条に定める利用者以外の者に貸与してはならない。
- 2) 当社又は福利厚生代行サービスが取扱うクーポン券類を譲渡・質入れの対象にしてはならない。
- 3) 福利厚生代行サービスが紹介するサービスを利用する場合には、所定の料金を支払わなければならない。

4) 利用メンバーが、福利厚生代行サービスが紹介するサービスの利用料金を滞納し、提供元事業者からの催告に応じない場合には、当該利用メンバーの所属する会員は、料金の支払確保につき当社に協力する。

第 21 条（免責事項）

福利厚生代行サービスの提携施設が提供するサービス又は情報によって会員又は利用メンバーに損害が発生した場合には、会員又は利用メンバーは提携施設に対して損害の填補又は賠償を請求するものとし、当社に対しては、何らの請求も行えないものであることを承諾することとします。

第 22 条（送付物）

入会証・会報誌等は、本サービスに登録されている住所に送付されるものとします。通知の不備、遅滞あるいは誤りが原因で通知その他の送付物の不達等が生じた場合、明らかに当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、通常到着すべきときに到着したものとみなし、当社は、会員並びにメンバー及びその他第三者に対して何らの責任を負わないものとします。

第 23 条（守秘義務及び個人情報の取り扱い）

1. 当社が、本サービス提供のため、会員証や会報誌等の発行及び送付を行うために、当社が選定したサービス提供会社及び委託先に、利用メンバーの個人情報を開示することについて、会員及び利用メンバーは予め承諾することとします。
2. 当社は、利用メンバー又は利用者が本規約に違反している疑義があり、かつ当社が必要を認めるときには、当該利用メンバー又は利用者の個人情報を所属する会員に開示することができ、利用メンバーは予めこれを承諾することとします。

第 3 章 提携サービス

第 24 条（その他サービス）

1. 本規約に基づき、当社は当社と提携する事業者のサービスの優待を提供するものとします。 ※別紙参照
2. 各提携サービスを利用する際は、利用メンバーは、それぞれの事業者が定める個別の規約に同意の上、利用するものとみなします。

2018年10月1日 制定

別紙

<料金表>

入会金	月会費
5万円	1人あたり400円

<福利厚生代行サービス>

サービス名	サービス内容	提供元事業者
えらべる倶楽部	会員制福利厚生代行サービス	株式会社 JTB ベネフィット

<提携サービス>

サービス名	サービス内容	提供元事業者	利用規約
LUXA	タイムセール EC サイト	株式会社 LUXA	http://luxa.jp/lx/terms/
LUXA RESERVE	会員制高級レストラン予約サービス	株式会社 LUXA	https://reserve.luxa.jp/terms/
スマホ de ドッグ	簡易血液検査セルフチェックサービス	KDDI 株式会社	https://www.smartkensa.com/kiyaku
FRECIOUS	ウォーターサーバーサービス	富士山の銘水株式会社	https://www.frecious.jp/kiyaku/
AEON	英会話スクール	株式会社イオン	※各校にてご確認ください